別表六㈠の記載要領第１号中「控除)(」の次に「法第144条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合（」を加え、「(次号」を「(平成23年法律第117号。次号」に改め、「の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号を次のように改める。

２　「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」から「その他　⑸」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄並びに「所得税額　⑻」、「所得税額　⑭」及び「控除を受ける所得税額　㉑」の各欄は、特別措置法第33条第２項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

別表六㈠の記載要領に次の11号を加える。

３　仮決算による中間申告により法第78条第１項（所得税額等の還付）若しくは第144条の11第１項（所得税額等の還付）又は第133条第１項（更正等による所得税額等の還付）若しくは第147条の３第１項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合（仮決算による連結中間申告により連結還付金（法第68条第３項に規定する連結還付金をいう。以下この号において同じ。)がある場合を含む。)において、当該仮決算による中間申告（仮決算による連結中間申告を含む。)に係る事業年度の確定申告をするときは、これらの還付金の額（連結還付金にあつては、当該連結還付金の額に当該仮決算による連結中間申告における別表六の二(一)「６の③」の金額のうちに当該仮決算による連結中間申告における当該法人の同表「22」の金額の占める割合を乗じて計算した金額）に相当する金額を「計　⑹」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の欄の上段に内書として記載すること。

４　「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収（所得税法第２条第１項第45号（定義）に規定する源泉徴収をいう。)に係る所得税の額を証明する書類の有無その他控除を受ける金額の計算に関し参考となる事項を記載すること。

別表六㈡付表を削る。

別表六㈡の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に改め、同表の記載要領第11号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）⑶」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）⑶」」に改める。